

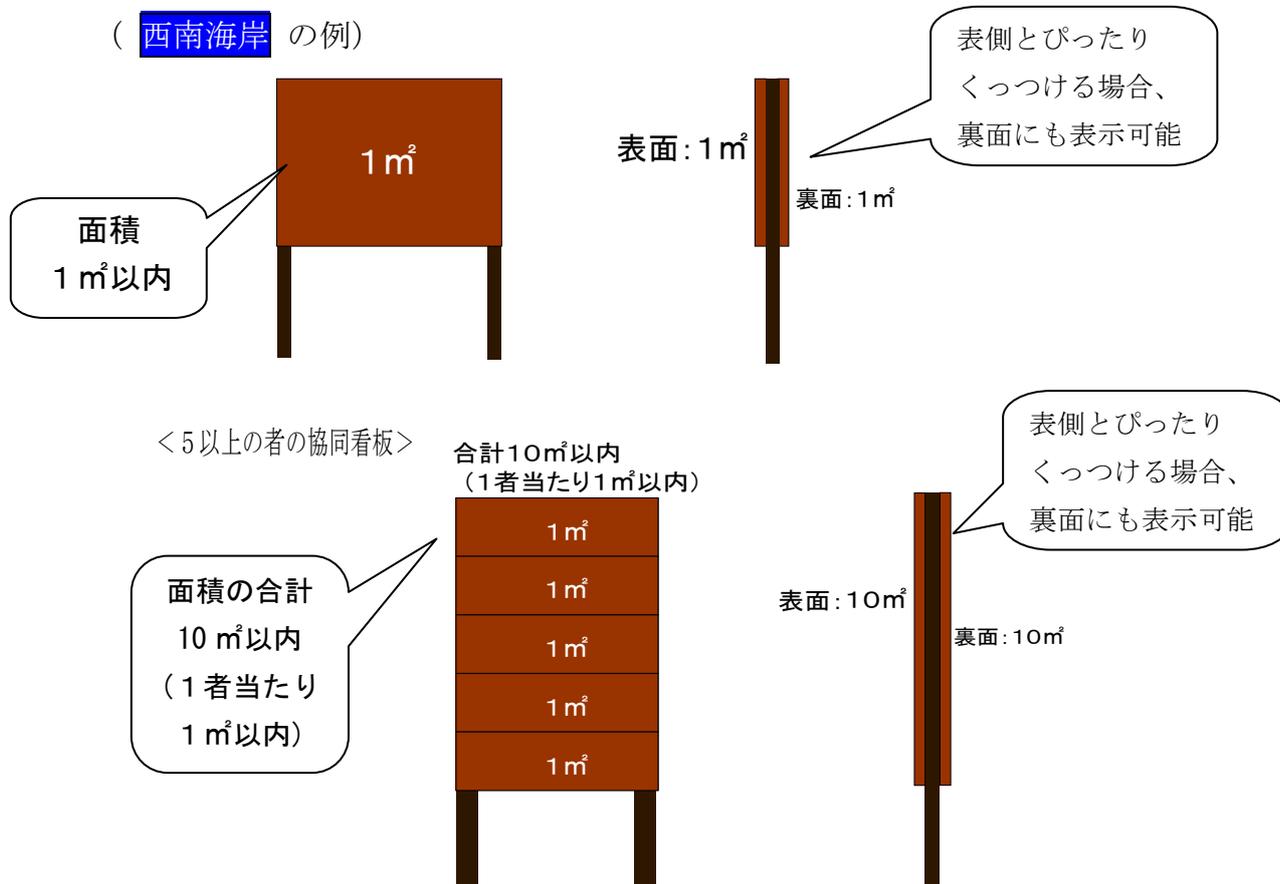
1 案内広告の表示面積

【基準の概要】

区分	特別規制地域 伊豆縦貫道	西南海岸
面積	片面 3 m ² 以内	片面 1 m ² 以内
5以上の者の 協同看板	面積の合計 10 m ² 以内 (1者当たり 2 m ² 以内)	面積の合計 10 m ² 以内 (1者当たり 1 m ² 以内)
裏面	表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏面にも表示可能。	

【解説】

- 案内広告の表示面積についての基準です。
- 5以上の者が協同で表示する場合は、表示面積の基準が緩和されます。
(案内図板の設置方法や案内広告の内容についての基準は、通常案内図板の基準と同様です。)
- 板面の裏側がそのまま見えるよりも、隠れているほうが美観上優れていることから、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能としています。
(協同看板の場合、裏側も5以上の者の協同看板である必要があります。)

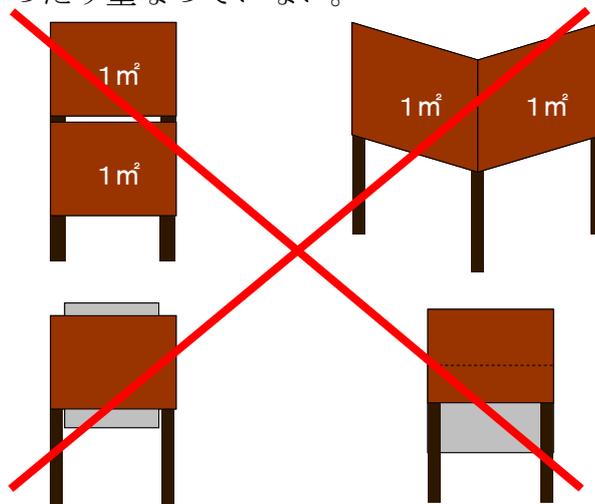


【運用基準】

<設置が認められないものの例>

(**西南海岸** の例)

- ・ 1方向から見て1 m²の案内広告が2枚設置されている。(片面の合計2 m²で表示面積1 m²を超える)
- ・ 1 m²の案内広告2枚がV字型に設置されている。(片面の合計2 m²で表示面積1 m²を超える)
- ・ 表側と裏側がぴったり重なっていない。



<設置が認められるものの例>

(**西南海岸** の例)

片面の合計が1 m²以内である次のような場合

- ・ 1方向から見て0.5 m²の案内広告が2枚設置されている等

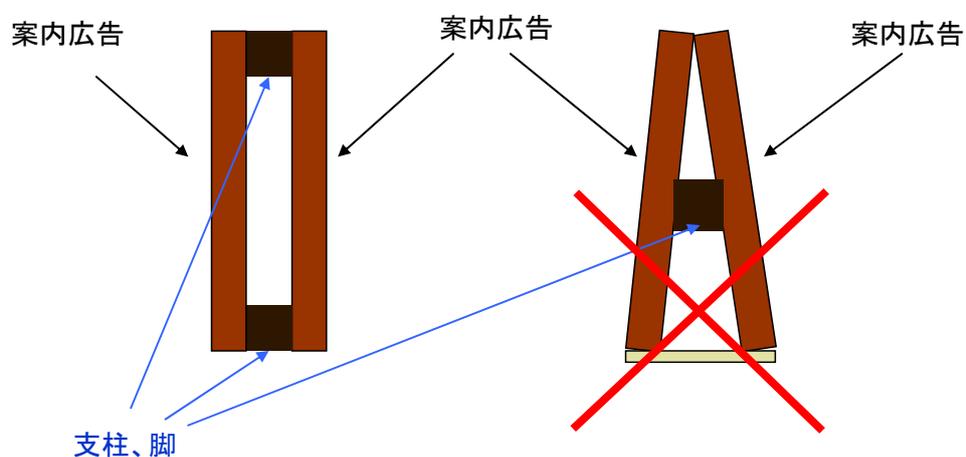


<「表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する」とは>

側面（短辺）が、表示面の板及び掲出物件（支柱、脚）の厚さにより生じる最小限の幅であり、かつ、広告物を表示するために設けられた部分ではない場合を指します。

（この場合において、美観上の観点から側面（短辺）を別の板で覆う場合は、案内広告の地色が連続して表示される程度であれば、形態は4面であるものの、2面の広告物として許可を受けることができます。）

（真上から見た図）



【ガイドライン】

- ・ 景観に配慮するため、案内広告の表示面積に見合った掲出物件の規模とし、案内広告から掲出物件がはみ出さないようにしましょう。

【運用基準】

< 1者当たりの表示面積の算定方法 >

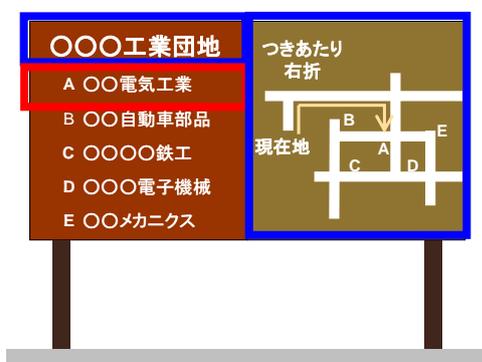
- ・ 事業所個別の表示のみの場合：
事業所個別の表示面積を計測



 個別の表示

○○○ミュージアムの面積 =  の面積

- ・ 事業所個別の表示に加えて、事業所共通の表示がある場合：
事業所個別の表示面積 + 事業所共通の表示面積 ÷ 表示されている事業所数



 個別の表示

 共通の表示

○○電気工業の面積 =  の面積 +  の面積 ÷ 5

- ・ いずれの場合も、申請時には、1者当たりの表示面積とともに、算定方法が分かる図面を添付してください。

2 板面の縦の長さ／横の長さ

【基準の概要】

区 分	伊豆縦貫道	西南海岸
板面の縦の長さ ／横の長さ	(縦の長さ) 1.5m以下	
	「縦<横」であること	

【解説】

縦長と横長の案内図板が混在することを防ぐため、横長の板面に統一するための基準です。

〔西南海岸においては、案内広告の表示面積が1㎡以内と小さいため、縦の長さの数値基準は設けていません。〕

【運用基準】

<長さの計測方法>

・板面の縦の長さ

板面上端から下端まで（枠がある場合は、枠の上端から下端まで）の長さとして計測します。また、板面が長方形でない場合は、最も長いところで計測します。

・板面の横の長さ

板面の右端から左端まで（枠がある場合は、枠の右端から左端まで）の長さとして計測します。また、板面が長方形でない場合は、最も長いところで計測します。



※ 伊豆縦貫道 においては、縦 1.5m 以下

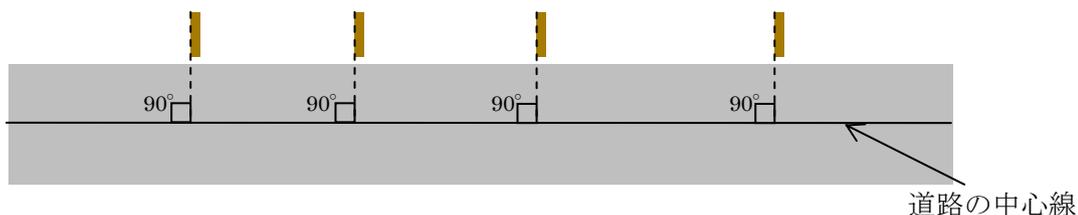
3 板面の角度

【基準の概要】 伊豆縦貫道

道路（伊豆縦貫自動車道 及び 一般国道 136 号バイパス）の中心線に対し、概ね垂直であること。

【解説】

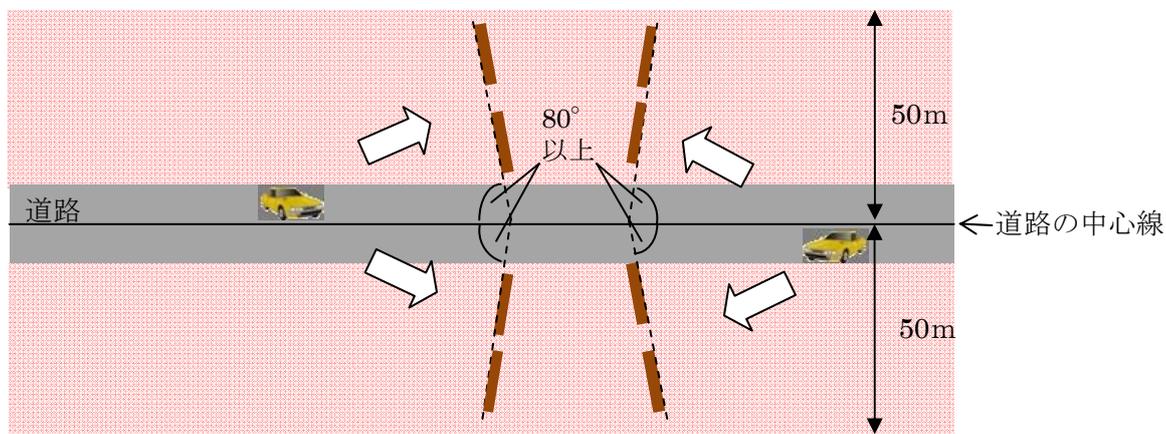
板面の角度を道路の中心線に対し 90 度に統一することで、乱雑な設置を防ぐための基準です。



【運用基準】

<おおむね垂直であることの基準>

板面の角度を道路の中心線に対し 90 度に設置することを基本としますが、道路の中心線に対し 80 度までは、表示面側に傾けることができます。



【ガイドライン】

既存の案内図板の左右の位置に新設するときは、（上図のように）既存のものと角度を合わせ、一直線上の位置に設置するよう努めてください。

【参考】

許可申請時に、道路の中心線に対する板面の角度が分かる平面図を添付してください。

4 表示内容

【基準の概要】 伊豆縦貫道 西南海岸

- ・案内図板に表示される広告は、サービス内容、商品名等の表示のないものであること。
- ・ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。

【解説】

案内広告の内容についての規定です。

表示できる内容は、事業所等の名称など必要最小限の内容としています。

(サービス内容、商品名等は、案内に必須の情報ではないため、表示を制限します。)

【運用基準】

<表示できる内容>

- ① 表示できる事業所等の名称には、建物の名称（「店名」や「施設名」）、地域等の名称を含みます。

- 「〇〇クリニック 内科・小児科」
- 「△△ホテル 本館」
- 「(商標マーク) ◇◇ショップ 河津支店」
- 「伊豆稲取 □□亭」

※ ただし、「地域等の名称」の表示できる条件は、次のとおりとします。

- ・観光パンフレットやホームページ等で広く認知されている名称。

例：〇〇温泉（松崎温泉）、伊豆〇〇（伊豆稲取）、
〇〇港（沼津港）、〇伊豆（中伊豆）など

- ・地域等の名称の表示面積

伊豆縦貫道 「案内表示」以外の部分の面積の1/10以下

西南海岸 「案内表示」以外の部分の面積の1/3以下

- ② 事業所等の名称から事業内容が判断できない場合は、普通名詞による事業内容を表示することができます。

- 「ホテル 〇〇〇」
- 「牛丼・カレー 〇〇〇」

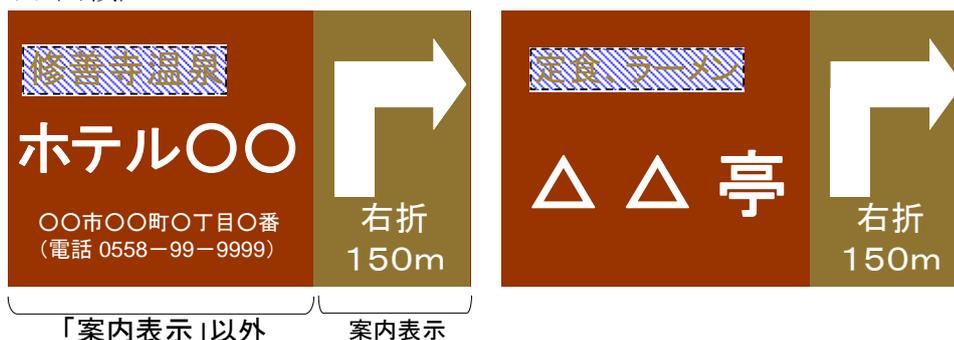
○ 「レストラン・植物園 ○○○」

※ ただし、普通名詞による事業内容の表示面積は、次のとおりとします。

伊豆縦貫道 「案内表示」以外の部分の面積の1/10以下

西南海岸 「案内表示」以外の部分の面積の1/3以下

(表示面積)



① 「地域等の名称」の表示面積  は、「案内表示」以外の部分の面積  の、1/10以下（伊豆縦貫道）または、1/3以下（西南海岸）

② 「普通名詞による事業内容」の表示面積についても、①と同様。

例：1つの板面に、① 1/10以下、② 1/10以下の両方を表示可能（伊豆縦貫道の例）

③ 住所、電話番号は、表示することができます。

○ 「○○○会社
住所 伊豆市修善寺 999-9
電話 0558-99-9999」

※ 住所の記載に関連して、次の事例も表示を認めます。

- 「東伊豆町稲取」（番地を記載しない例）
- 「河津町役場 東隣」（目印を記載する例）
- 「下田市白浜海岸沿い」（通りの名称等を記載する例）

④ 営業日、定休日、営業時間、価格、特定の商品名やサービス内容、ホームページアドレス、キャッチフレーズなど、誘導目的以外の内容は表示できません。

- × 「年中無休」
- × 「こだわりとんかつ」「焼きたてパン」「天然温泉」
- × 「まちのお花屋さん」「清流の宿」
- × 「送迎バスあります」「宴会承ります」

- ⑤ 病院又は診療所の「診療科目」は、表示することができます。
ただし、厚生労働省の「医療広告ガイドライン」を踏まえ、法律上根拠のない名称、診療内容が明瞭でないものは、表示できません。

○〔内科、外科、アレルギー科、小児科、皮膚科、泌尿器科、
産婦人科、歯科、矯正歯科など〕

×〔神経科、女性科、化学療法科、ペインクリニック科、
インプラント科、審美歯科など〕

- ⑥ 商標登録されている商標は、表示できます（P.8）
商標に、商品名等が含まれている場合でも、表示できます。

【ガイドライン】

<文字の大きさ>

- ・案内、誘導のための事業所等の名称、矢印・地図が主たる表示であることから、「事業所等の名称」の1文字の大きさが、表示している文字の中で最大となるようにしてください。

5 写真、絵（イラスト、商標など）の使用

【基準の概要】 伊豆縦貫道 西南海岸

案内図板に表示される広告は、写真、絵（商標登録されている商標を除く。）の表示のないものであること。

【解説】

案内広告の内容についての規定です。

表示できる内容は、案内、誘導のための必要最小限の内容としています。

（写真や絵は、案内に必須の情報ではないため、表示を制限します。）

【運用基準】

- 写真、絵、図形（案内のための地図を除く）、ロゴマーク、記号は表示できません。

（ただし、日本工業規格（JIS）及び国際標準化機構（ISO）が定めるピクトグラムで、案内先の事業所等の事業内容を表すものは表示できます。）



- 商標登録されている商標は、表示することができます。ただし、商標の表示面積は、次のとおりとします。
 - 伊豆縦貫道 「案内表示」以外の部分の面積の 1/10 以下
 - 西南海岸 「案内表示」以外の部分の面積の 1/3 以下また、原則として、商標には、文字、地図、矢印の色彩・色数（P.9, 10）の規制を適用します。

【参考】

- 商標を表示するときは、許可申請書に添付する「色彩及び意匠を表す図面」に、商標の登録番号を明記してください。
- 商標の登録情報は、独立行政法人 工業所有権情報・研修館のホームページ（特許情報プラットフォーム（J-PlatPat））で確認できます。

6 地の色彩／文字、地図、矢印の色彩

【基準の概要】

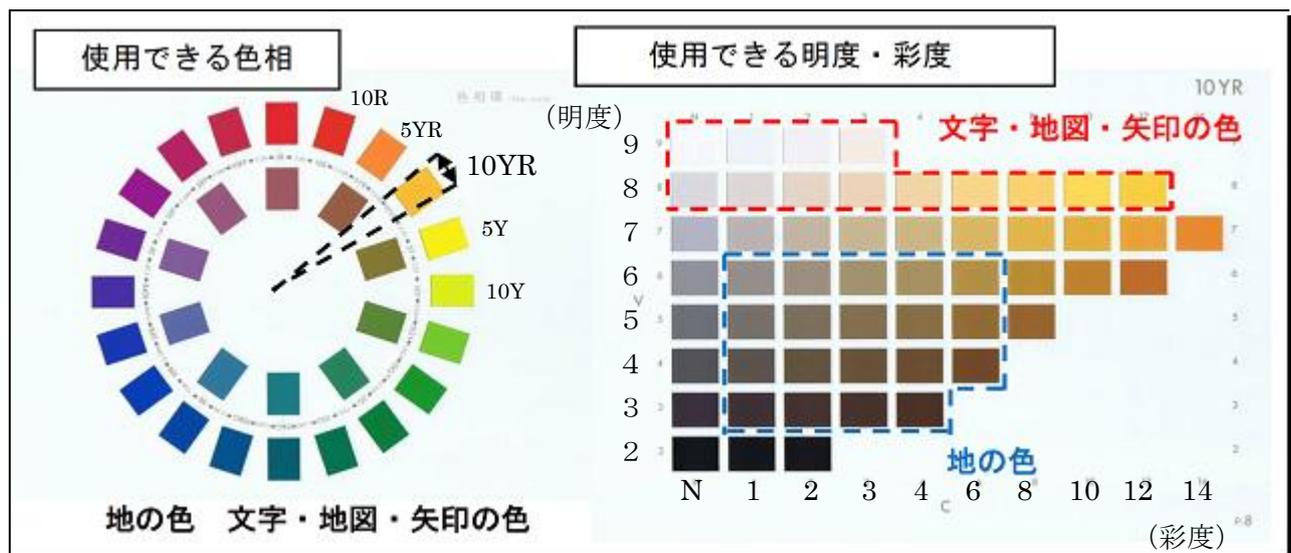
区 分	伊豆縦貫道	西南海岸
地の色彩	色相 10YR、かつ 明度 3 以上 6 以下、 彩度 1 以上 6 以下 (注)	
文字、地図、矢印 の色彩	色相 10YR かつ 明度 8 以上	—

(注) 西南海岸においては、自然材料を使用した場合は、素材の色とする。

【解説】

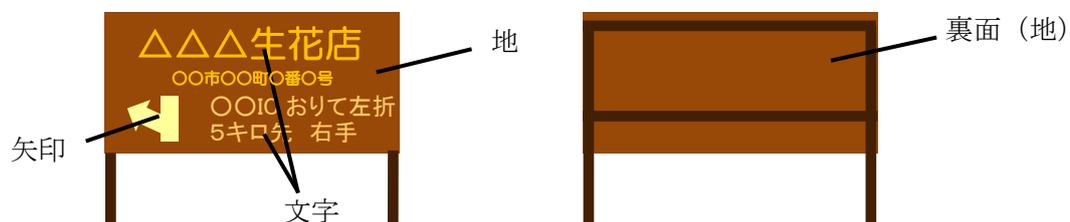
周辺の自然環境と案内図板が調和するよう、また、板面に統一感を持たせ、視認性を高めるため、色彩の基準を設けます。

〔 西南海岸においては、案内広告の表示面積が 1 m²以内と小さいため、視認性を考慮し、文字、地図、矢印の色彩は制限しません。 〕



【運用基準】

- ・「地」は、文字、地図、矢印以外の部分です。板面の裏側も含まれます。



- ・蛍光色、グラデーションは使用できません。

- ・伊豆縦貫道のみ

地図に使う誘導の矢印や案内先の表示（「当店」「☆」）等についても、色相 10YR かつ明度 8 以上としてください。



【ガイドライン】

- ・地の色彩と、文字、地図、矢印の色彩には、できるだけ明度に差を設けて、見やすい文字、地図、矢印にしてください。
- ・西南海岸においては、文字、地図、矢印の色彩の基準はありませんが、色相 10YR かつ明度 8 以上（伊豆縦貫道の基準）とするよう努めてください。

7 板面で使用できる色数

【基準の概要】

区 分	伊豆縦貫道	西南海岸
地の色数	1色以内 〔案内表示の部分を明確に 区分する場合は、2色以内〕	基調色（地の色彩） 以外に2色以内 〔地図の表面は、 その他の色彩 も使用可能。〕
文字、地図、矢印 の色数	3色以内	

【解説】

周辺の自然環境と案内図板が調和するよう、また、板面に統一感を持たせ、視認性を高めるため、色彩の基準を設けます。

【運用基準】

(1) 伊豆縦貫道

<色数のカウント>

地 1 — ● — 文字、地図、矢印 1

地 1 — ● — 文字、地図、矢印 2

文字、地図、矢印 3

<案内表示の明確化のための特例>

案内表示の部分を目立たせるため、案内表示を記載するスペースをまとめて確保し、地の色彩を変えることにより、残りのスペースと明確に区分する場合は、地の色彩は2色まで使用することができます。（ただし、2色とも地の色彩の基準を満たす必要があります。）

なお、この場合であっても、文字、地図、矢印に使用できる色は、3色までです。

地 1 — ● — 文字、地図、矢印 1

地 2 (特例) — ● — 文字、地図、矢印 2

文字、地図、矢印 3

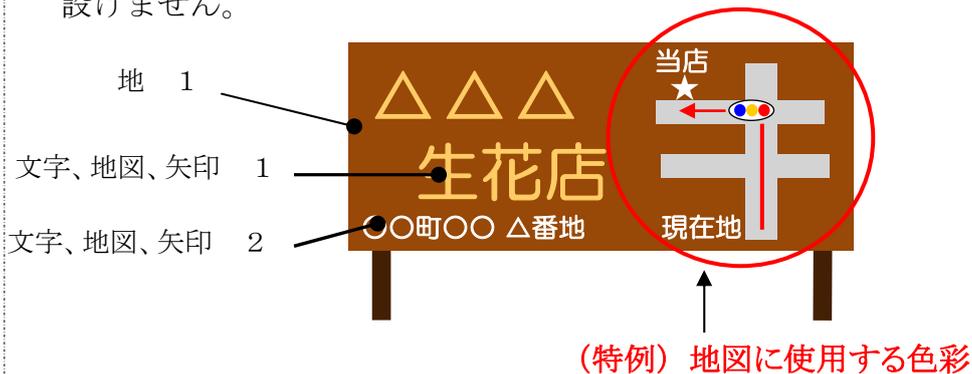
(2) 西南海岸

<色数のカウント>



<地図に使用する色彩の特例>

西南海岸では、案内広告の表示面積が1㎡以内と小さいため、地図の視認性を確保するため、地図に使用する色彩に限り、色数に制限を設けません。



地図に使用する色彩に限り、色数に制限を設けませんが、この特例の対象は、案内・誘導に必要な記載に限ります。

(上の例では、以下の5点が特例の対象となります。)

- ・ 道路
- ・ 信号機
- ・ 誘導の矢印
- ・ 現在地の表示(「現在地」)
- ・ 案内先の表示(「当店」「☆」)
<案内先の表示を、「△△△生花店」と記載する場合>
 - レ 色数の特例の対象外とします。
 - レ この部分は案内表示を記載するスペースの算定からも除外します。

※ 地図の部分の地色は、地図以外の部分の地色(P.9)と同色としてください。

8 脚の色彩

【基準の概要】 伊豆縦貫道 西南海岸

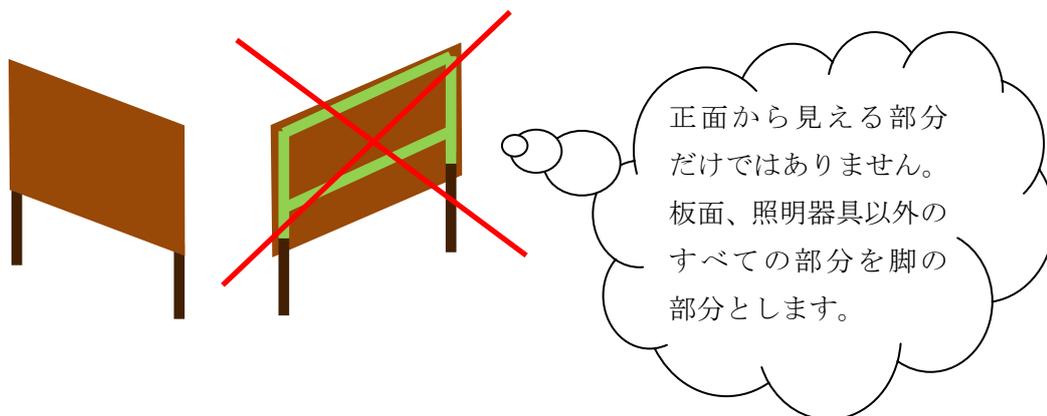
野立て案内図板の脚の色彩は、ダークブラウン（10YR 2 / 1）とすること。

【解説】

景観に配慮し、脚の色彩をダークブラウン（色相が10YR、明度2.0、彩度1.0）に統一します。

【運用基準】

- ・「脚」とは、掲出物件のうち、板面及び案内広告を直接照らす照明器具以外の部分とします。



9 電飾設備の使用

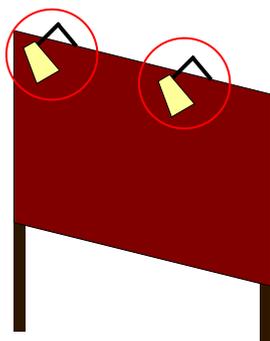
【基準の概要】 特別規制地域 伊豆縦貫道 西南海岸

動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。

【解説】

品のある広告物とするため、また、光が交通の妨害となることを防ぐため、野立ての案内図板には、景観を阻害するような動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告の表示面を直接照らすもの（注）を除く。）を使用することはできません。

（注）「案内広告の表示面を直接照らすもの」の例



【基準の概要】 西南海岸

光源を用いる場合、光源は白色系であること。

【解説】

特に西南海岸では、周囲の自然景観を保全するため、規制を追加します。



10 設置場所

【基準の概要（ガイドライン）】伊豆縦貫道

設置場所は、各インターチェンジ近くとすることが望ましい。

【解説】

伊豆縦貫道において、野立て案内図板の設置場所をインターチェンジ付近に誘導し、良好な沿道景観を保全するための基準です。

【基準の概要】西南海岸

海への視線を遮る場所に設置してはならない。

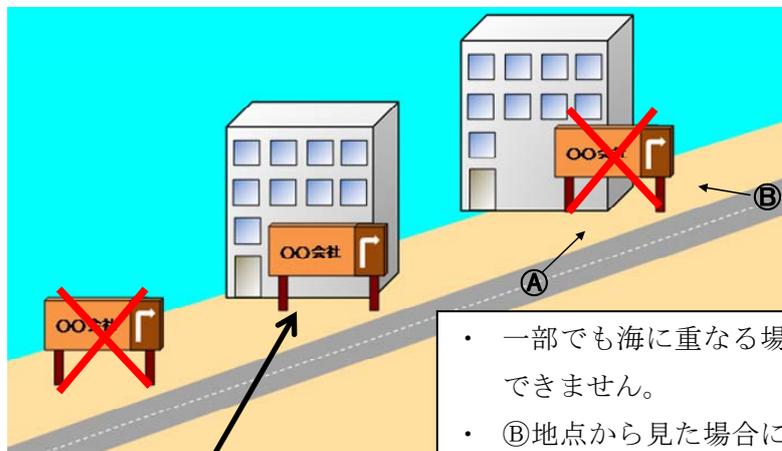
【解説】

西南海岸において、沿道景観（海の眺望）を保全するための基準です。



【運用基準】

- ・ 一般国道 136 号及び県道下田石廊松崎線において、車道又は歩道から海を見たとき、野立て案内図板が海に重なることを禁止します。
- ・ ただし、野立て案内図板と海の間には建物などがあり、案内図板の背後に直接海が見えない場合は、この基準を適用しません。



背後に直接海が見えない場合を除きます。

- ・ 一部でも海に重なる場合は、設置できません。
- ・ ②地点から見た場合に海に重ならなくても、①地点から見た場合に海に重なるなら、設置できません。

11 (参考) 電柱広告等

【基準の概要】

基準の項目	(参考) 特別規制地域	伊豆縦貫自動車道関連 広告景観保全地区	伊豆西南海岸 広告景観保全地区
案内図板の定義	事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること		
距離	案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10km以内		
地図矢印の表示	事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示		
表示内容	—	サービス内容、商品名等を表示してはならない (病院又は診療所については、診療科目を表示可能)	
写真、絵 (イラスト、 商標など) の使用	・表示面積全体の3分の1以下 ・写真等に重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない	表示してはならない (ただし、商標登録されている商標は可)	
地の色彩	明度3以上かつ彩度8以下	色相 10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下	<自然材料を使用した場合> 素材の色 <その他の材料を使用した場合> 色相 10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下
文字、地図、 矢印の色彩	—	色相 10YR、かつ明度8以上	—
板面で使用 できる色数	—	<地の色彩> 1色以内(案内表示の部分を明確に区分する場合は、2色以内) <文字、地図、矢印の色彩> 3色以内	基調色以外に2色以内 (ただし、地図の表面は、この他の色彩も使用可能)
電飾設備の 使用	動光(電光掲示)、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く)は使用できない		
	—	—	光源を用いる場合、光源(光源を内蔵するものは表示面)は白色系
個別基準	<突き出すもの> ・縦 1.2m以下、横 0.4m以下 ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上 4.7m以上 ・個数は、1本につき1個 <巻き付けるもの> ・1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内		<突き出すもの> ・ <u>高さは、地上5m以下</u> ・縦 1.2m以下、横 0.4m以下 ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では表示できない ・個数は、1本につき1本個 <巻き付けるもの> ・ <u>高さは、地上5m以下</u> ・1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内

12 指定区域

(1) 伊豆縦貫道

- ・ 指定する道路の路端から 50m の等距離線の範囲内の地域とします。
- ・ ただし、防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域を除きます。

道路から 50m の範囲のうち、案内図板を設置しようとする場所から、指定道路（注）を通行する車両が見える場合に、当該広告景観保全地区の保全基準を適用します。

（注）指定道路：伊豆縦貫自動車道及び一般国道 136 号バイパス。
なお、インターチェンジのランプ部及び伊豆縦貫自動車道（東駿河湾環状道路）の長泉ジャンクションから新東名高速道路長泉沼津インターチェンジ料金所までの区間を含みます。

- ・ また、独自に屋外広告物条例を制定している沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除きます。

(2) 西南海岸

- ・ 指定する道路の路端から 50m の等距離線の範囲内の地域とします。
（別に図示する区域を除きます。）